

## 一部負担金の免除について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における被保険者（東日本大震災発生時に他市町村へ転出した被保険者を含む）は下表のとおり、一部負担金が免除されます。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額や、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等は対象になりません。

対象になる方	免除の期間
・ 帰還困難区域等（※2） （①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域）	令和3年2月28日 までの受診分まで
・ 旧避難指示区域等（※3）但し上位所得層（※5）を除く ・ 旧居住制限区域等（※4）但し上位所得層（※5）を除く	
・ 旧居住制限区域等（※4）但し上位所得層（※5）	令和2年9月30日 までの受診分まで

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域。

（※3）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等をいう。

（※4）「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう。ただし、この取扱いは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

（※5）「上位所得層」とは世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあつては、令和2年7月までの間において平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯。

## 保険料の減免について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における被保険者（東日本大震災発生時に他市町村へ転出した被保険者を含む）は下表のとおり、保険料が免除されます。

### ①令和2年度相当分（令和3年3月31日までに納期限が到来するもの）

対象になる方	対象の保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰還困難区域等（※2） （①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域）</li> </ul>	令和2年度分 保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧避難指示区域等（※3）但し上位所得層（※5）を除く</li> <li>・ 旧居住制限区域等（※4）但し上位所得層（※5）を除く</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧居住制限区域等（※4）但し上位所得層（※5）</li> </ul>	令和2年度分保険料のうち 令和2年4月分から9月分まで に相当する月割算定額

### ②平成31年度相当分

対象になる方	対象の保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰還困難区域等（※2） （①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域）</li> </ul>	平成31年度分 保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧避難指示区域等（※3）但し上位所得層（※5）を除く</li> </ul>	

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域。

（※3）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等をいう。

（※4）「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう。ただし、この取扱いは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

（※5）「上位所得層」とは世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯。